

日本イコモス国内委員会は、パリ・イコモス本部から、グスタボ・アローズ会長が、日本政府の国土交通大臣（文書番号：GA/VZ/127）、文化庁長官（文書番号：GA/VZ/128）、広島県知事（文書番号：GA/VZ/129）、福山市長（文書番号：GA/VZ/130）あてに、すでに11月12日付で以下のような手紙（原文は英文）を、それぞれ直接に送ったことを、承知しております。

今回、イコモス本部と協議をした結果、その内容を日本イコモス国内委員会 HP において公表することについて、了解をいただきました。これは、それぞれの関係機関においてこの手紙の趣旨に関して真摯なご検討をいただいていることがすでに記者発表等でなされており、また、広く日本の関係専門家等におかれてもその内容を周知いただくことが、このイコモス総会決議と、会長の手紙の趣旨に添うものである、と判断した結果です。

なお、この資料をご利用いただく場合には、日本イコモス国内委員会事務局にあらかじめご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。

日本イコモス国内委員会 委員長 前野まさる

2008年12月15日

文書番号：GA/VZ/127

2008年11月12日

日本国 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通大臣 金子一義 殿

拝啓

第16回 ICOMOS（イコモス）総会が、2008年9月29日から10月4日にかけて、カナダのケベック市で開催されました。

国際記念物遺跡会議(ICOMOS)は、現在世界120カ国以上の国の9000人を超える文化遺産専門家を擁する団体で、記念建造物や遺跡の保全と保護に努めております。ICOMOS は UNESCO に対する諮問委員会として公認されており、世界遺産委員会に積極的に貢献し、世界遺産条約の推進をしております。

第16回 ICOMOS 総会において、ICOMOS は幅広い多くの課題に関し、32件の決議を採択しました。決議全ての全文は下記のアドレスの ICOMOS ウェブサイトでご覧になれます。

<http://www.international.icomos.org/quebec2008/>.

ここで、歴史的港湾都市、軈の浦に関する、第8決議に注目していただくよう、お願い申し上げます。

8. 鞆の浦(日本)

— 鞆の浦は、15世紀に遡る寺院、18世紀から続く商家や町並み、石造の港湾施設などが現存する歴史的港町として、類まれなる重要性を有する場所として知られ、又、際立って美しい海との関係が古くから知られていることに鑑み、

— 鞆の浦の港と町と周辺の風景は、一体として国際的な重要性を獲得するのであって、これらを別々に切り離して評価できるものではなく、それゆえ鞆の浦の保存を図る場合には、隣接する海、背景となる山や島といった視覚的環境と、とりわけ日本と韓国とを結ぶ文化の道の一部であったことの機能も含めて、鞆の港が歴史的に果たしてきた役割を含める形で行われなければならないことを認識し、

2008年10月、カナダ、ケベック市において開催された第16回イコモス総会は以下を決議する。

- 日本国政府に対しては
広島県および福山市による鞆の埋立・架橋事業への認可を、延期することを強く要請し、
- 広島県に対しては
鞆の浦の港、町および景観がもつ、比肩すべきものがない、かつ分ち難い一体としての価値を尊重すること、
国土交通省への認可申請を取り下げること、
埋立・架橋事業計画を廃棄し、この比肩すべきものがない一体としての価値を損なわないための代替案を再検討すること、を求め、
- 福山市に対しては
鞆の浦の港、町および景観がもつ、比肩すべきものがない、かつ分ち難い一体としての価値を尊重すること、
広島県知事への許可申請を取り下げること、
埋立・架橋事業計画を廃棄し、この比肩すべきものがない一体としての価値を損なわないための代替案を再検討すること、を求める。

なお、これと同様の書簡を、関係行政機関である、文化庁、広島県、福山市宛てに送付したことを申し添えます。

なにとぞ、国、県そして市当局におかれましては、この決議をご考慮いただき、鞆埋立架橋計画を再検討し、鞆の浦の町のもつ比肩すべきものがない価値を損なわない解決策を見出されますよう、ICOMOSは、切に願っております。

なお、本件に関するご質問がありましたら、もちろん、ご遠慮なくお寄せ下さい。

敬具

イコモス会長 グスタボ・アローズ (署名)

CC: 日本イコモス国内委員会
ユネスコ日本政府代表部

(以上)